

住基ネットの概要

基本台帳をネットワーク化することにより、転出証明書載せている情報が電子情報として市区町村間で送受信するため、窓口に行くのは新しく住む市区町村での転入手きだけで済むようになりま(郵送による転出届が必要す)。

●平成14年8月以降（住基ネ
ツトの一部稼働）
●平成15年8月から（住基ネ
ツトの本格稼働）

◇住民票の写しを添付する必要がなくなります
現在、国の行政機関などで

◇住民票の写しの交付を全戸
どこの市区町村でも受けることができ

く化することにより、住民票の交付を受けたり証明を受けに行く必要がなくなりま

住基ネットは、住民の大抵な個人情報を取り扱うことから、個人情報の保護を最も重

住基ネットは、住民の大切な個人情報を取り扱うことから、個人情報の保護を最も重要な課題としています。

- ①恩給の支給
- ②児童扶養手当などの給付申請
- ③建設業の許可
- ④宅地建物取引業や建築士の免許の申請
- ⑤不動産鑑定士や気象予報士、宅地建物取引主任者資格の登録
- ⑥一般庶務(パスポート)の記載事項の訂正 など93業務

市では、「三鷹市個人情報保護条例」に基づき、個人情報保護を図るが、コンピュータを活用した市民サービスの向上と行政事務の改善に努めてきましたが、この住基ネットの構築に合わせ、条例の整備を検討しています。さらに十分な個人情報保護の運用方法や安全対策、緊急対応の手順、職員研修の実施

制度面	①本人確認情報の提供先や利用目的を法律により具体的に限定しています。 ②関係職員に対する「安全保護措置」および「秘密保持」の義務付け ③民間部門の住民票コードの利用禁止
技術面	①専用回線を用いた個人情報の送信 ②送信情報の暗号化 ③通信相手となるコンピュータとの相互認証 ④操作者のIDカードやパスワードなどによる厳重な確認 ⑤ネットワークシステムに蓄積されているデータへの接続制限 ⑥データ通信の履歴管理および操作者の履歴管理
運用面	①情報保護管理者の設置 ②安全確保などのための委員会の開催 ③業務の適正な執行に関する監査 ④個人情報保護意識の向上に関する関係職員への研修 ⑤安全・正確性の確保措置の関係職員への研修

1面から続く

意たさう。
 申合会場が変わります。ご注意
 今年から市民税・都民税の
 申合期間 2月16日(土)～3
 月15日(金)（土・日・祝日は除
 る）実際の受付は3月18日
 (月)からとなります。
 ※受付時間 午前8時30分～
 午後5時
 ※受付場所 三鷹市役所第一
 庁舎4階21会議室。
 申合の必要なのは、印鑑
 及び平成13年中の収が確認で
 する書類（源泉徴収票・領
 書（国民健康保険税、国民
 金保険料）介護保険料、生
 活保険料、損害保険料、医
 療費保険料）など平成13年
 に支払ったの（を）を持参す
 ること。

平成13年分の所得税の確定申告期間は
2月16日(土)～3月15日(金)です

3月)にての大変混雑していますので、早期の提出をお願いします。還付申告は毎月15日前でも受け付けています。土曜・日曜・祝日は窓口業務を行っておりませんので、申告書提出される方は、郵送または時間外文書収受箱(税務署正門わき)設置をご利用ください。

◆確定申告で

A「申告する所得が給与雑(年金)・配当一時たの方、申告書B」所得種類にかかわらず、すべて申告に対応。

②「申告書の別表」として「第三表(分離課税用)」「第四表(損失申告用)」「第五表(修正申告用)」があり、それぞれ「申告書B」と併せて用います。

確定申告をする義務のない
を申告書に
給与所得者の方でも、次のよ
なりました。

うな場合は、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が還付されることがあります。①

◆確定申告
ご自身
脱税多量、二

した場合 ②原則として10万円以上の医療費を支払った場合

◆確定申告書が
2月末、受け取
還付金
◆

①申告書の種類が、「申告書A」と「申告書B」の2種類になりました。「申告書

収入、所得税で分離課税を選択した配当所得を含む)、② ※申告をしないと課税・非

年中に所得のあった方（年金収入、所得税を分離課税を選択した配当所得を含む）
① 13年中に所得のなかった方で、市内に居住する人の扶養親族になつていない方
◆ 三鷹市内に居住はしていないが、市内に事務所・事業所・家族数がある方
なお、①所得税の確定申告をする方 ②勤務先から給与

方は、市民税・都民税の申告は必要ありません
※申告をしない＝課税・非課税の証明書が交付できませんので、ご注意ください。

◆市民税・都民税申告書用紙は、2月8日金に郵送します。

市民税課 内線34242
2347

◆平成14年分から
場合の譲渡所得は「総合課税」となりますので、「申告書B

青色申告を希望する場合は、確定申告期間中に「青色申告コーナー」を設けて、青色申告に関する相談を受け付けています。ご利用ください。

◆土地や建物などを売った方

平成13年中に土地（借地権・建物などの不動産やゴルフ会員権など）の資産を売った方は、売却した金額から、売却した資産の取得価額と、売却費用を差し引いた金額が所得となります。この所得は雑所得として課税されます。また、売却した資産の種類によって、税率も異なります。

◆タックスアンサーの利用について

税金の質問に電話（音声）・ファクス・インターネット・携帯電話（文字情報検索）でお答えします。利用方法および相談項目は、税務署または税務センターで確認してください。

◇不動産を売ったり、交換したり、買換えたりした場合の 覧ください。

譲渡所得は「分離課税」となりますので、「申告書B」および「第三表（分離課税用）」「タックスアンサーホームページ」の『申告書シミュレーター』もご利用ください。

都市計画税が
③国や市などが無償で借の受

物納そのほか特別な事情がある場合、納期限7日前までに所定の書面により申請すると減免を受けることができます。

なお、減免事由が消滅した場合は、直ちに申告してくがさい。

いまたは譲渡を受けた固定資産

（事由が生じた後に納期限がくるものが対象）。①相続税のため物納された固定資産、土地、建物表示登記や権利

至大沢方面

人見街道

至新川方面

三鷹郵便局

市役所本庁舎

市役所第三庁舎

雄木林

市役所第二庁舎
4階241会議室

至東八道路

◆確定申告書の提出は
郵送でもできます

「控」が必要な方は、ボール

税金の質問に電話（音声）・ファクス・インターネット

ツト・携帯電話（文字情報）
でお答えします。利用方法
よび相談項目は、税務署ま

また、インターネットの

「タックスアンサーホームページ」の『申告書シミュレーターコーナー』もご利用ください。

③国や市などが無償で借りの受

けまたは譲渡を受けた固定資産など。

なお、減免事由が消滅した場合は、直ちに申告してください。

不動産登記相談
土地、建物表示登記や権利

蔵野支部 31—2300・車
京司法書士会武蔵野支部 35
—15805

↓武蔵野税務署 ☎ 53-13

登記、会社の登記などの問題

に「**無料で相談会を毎月1回開催しています。**」

3時30分、武蔵野スイングビル0階スカイレーム1（武蔵

▼当日、直接会場へ。

↓東京土地家屋調査士会武蔵野支部 ☎31—2300・車

京司法書士会武蔵野支部 15805